

平成23年9月15日
京都市都市計画局
建築指導部建築審査課

建築物の屋上に設置する建築設備に係る高度地区等の取扱いについて

国土交通省から、建築確認手続き等の運用改善（第二弾）の一環として、別紙のとおり太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いが平成23年3月25日に通知されました。その中で、建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等についても建築設備であることが明確化され、平成23年10月1日に施行することになっています。

それに伴い、京都市の取扱いを以下のとおりとします。

1 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区計画書の運用について

従来どおり、屋上に設置する建築設備（太陽光発電設備等を含む。）は、建築物の高さに算入しません。

なお、屋上に設置する建築設備は、建築基準法第55条（絶対高さ）、第56条（斜線制限）及び第56条の2（日影規制）の規定は適用されます。